

西予市水道事業障害者活躍推進計画（第2期）

【趣旨】

障害者の雇用促進や雇用の機会均等及び待遇確保、就業による自立促進等に関し、障害者の職業の安定を図ることを目的とした、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）が、令和元年6月に一部改正となり、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が示されている。

このことから、本市水道事業において、厚生労働省が定めた「障害者活躍推進計画作成指針」に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（障害者活躍推進計画）」を策定し、障害者である職員一人ひとりが能力を有効に発揮できるよう、その活躍を推進する体制や環境整備に取り組むものである。

計画の内容については、以下のとおりであり、取組状況等を把握・検証したうえで、必要に応じて計画の見直しを行うこととしている。

機関名	西予市水道事業
任命権者	西予市水道事業管理者
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
障害者雇用に関する課題	本市水道事業の事務局は、職員総数が26名の小規模な機関であり、正職員22人と会計年度任用職員4人の構成である。現在、障害者である職員はいないが、今後、出向により障害者である職員が配属されることは十分に考えられることから、本市水道事業において障害者雇用の理解を深め、障害者である職員の活躍を推進する体制や環境の整備に取り組んでいく必要がある。
目標	
1 採用に関する目標	正職員については、市長部局で行っており、障害者である職員が配属されるよう市長部局へ要請する。また、会計年度任用職員については、障害者である応募者を念頭においた形で職員の募集を行う。
2 定着に関する目標	なし ※障害者である職員の配属後、定着状況データを把握していく。
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	○ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談を受け付ける体制を整備する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	障害者である職員からの相談のほか、人事ヒアリング等の際、障害者である職員に対しては必要な配慮等の有無について確認し、その結果を踏まえて継続的に必要な措置を講ずる。
4 その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を検討し、障害者の活躍の場の拡大を推進する。